

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

本市では平成16年度（2004年度）に「刈谷市地域福祉計画」を、市社会福祉協議会では平成11年度（1999年度）に「刈谷市社協地域福祉活動計画」を策定し、その後、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の連携を強めて課題と取組を共有するため、平成26年度（2014年度）に両計画を1つの計画として「第3次刈谷市地域福祉計画」を策定し、さらに令和元年度（2019年度）に「第4次刈谷市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

第4次計画期間中には、福祉・健康フェスティバルや福祉実践教室の開催などによる「地域福祉の意識づくり・担い手づくり」、地区社会福祉協議会の活動支援、福祉委員会の設立・活動支援などによる「支え合いのしくみづくり」、福祉に関する包括的・総合的な相談に応じる福祉総合相談窓口の設置などによる「安心・安全な福祉のまちづくり」といった取組を進めてきました。

我が国では急速な少子高齢化・人口減少という社会の変化に直面し、今後、医療、介護の急速な需要増加、人員・財源の不足などが懸念されるところとなっています。また、共働き世帯の増加、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「老老介護」、「8050問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など解決が困難な問題が増え、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

現在の社会では様々な問題への対応が必要となっており、地域活性化を図りつつ、複雑化・複合化する福祉ニーズの変化に対応していくことが重要課題となっています。

このような社会情勢のもと、国では『地域共生社会』の実現に向けた検討が進められてきました。平成29年（2017年）社会福祉法の改正では、地域福祉推進の理念を明確化するとともに、この理念の実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、あわせて、地域福祉計画策定が努力義務化されました。さらに令和2年（2020年）社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として新たに重層的支援体制整備事業が創設されるに至っています。

そこで、これまでの取組を振り返るとともに、近年の地域福祉に関する動向を踏まえながら、活動をさらに発展的に進め、かつ新たな課題への対応を行っていくため、第5次刈谷市地域福祉計画を策定します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



資料：『地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）』より引用

表1-1 地域福祉計画に関する国の動き

年月	動 向
平成 14 年 1 月 (2002 年)	●市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について (一人ひとりの国民への訴え) [社会保障審議会福祉部会とりまとめ] : 地域福祉推進の理念を示す。
平成 25 年 8 月 (2013 年)	●社会保障制度改革国民会議報告書 : すべての世代を支援の対象とし、すべての世代が、その能力に応じて支え合う 全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示す。
平成 27 年 9 月 (2015 年)	●誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応し た福祉の提供ビジョン [新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 P T 報告] : 本人のニーズを起点とする新しい (全世代・全対象型) 地域包括支援体制の構 築、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を示す。
平成 28 年 6 月 (2016 年)	●ニッポン一億総活躍プラン [閣議決定] : 「地域共生社会 (子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きが いを共に創り、高め合うことができる社会)」の実現を提示。
平成 28 年 7 月 (2016 年)	●「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 : 『地域共生社会』実現の全体像イメージ (たたき台) を提示。
平成 29 年 5 月 (2017 年)	●平成 29 年改正社会福祉法 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等 の一部を改正する法律) 可決・成立 (6 月 2 日公布) : 地域福祉推進の理念を規定 (支援を必要とする住民 (世帯) が抱える多様で複 合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との 連携等による解決が図られることを目指す旨を明記)。 : この理念の実現のため市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。 : 地域福祉計画の充実 (計画策定を努力義務化、福祉の各分野における共通事項 を定め上位計画として位置づけ)
平成 29 年 9 月 (2017 年)	●地域力強化検討会 最終とりまとめ~地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ~ : 福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示される。
平成 29 年 12 月 (2017 年)	●社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (厚生 労働大臣告示) の公表及び関連通知の発出
令和元年 12 月 (2019 年)	●地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ : 本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行 いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以 下の 3 つの支援を行うこととした。 Ⅰ 断らない相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくりに向けた支援
令和 2 年 6 月 (2020 年)	●令和 2 年改正社会福祉法 (地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改 正する法律) 可決・成立 (6 月 12 日公布) : 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体 制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整 備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効 率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずると規定。 : 包括的な支援体制づくりのための一手法として新たな事業 (重層的支援体制整 備事業) を創設。

資料：厚生労働省資料をもとに作成

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - (1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の4第2項第1号から第3号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

- (2) 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第105条の4第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第105条の4第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- (6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

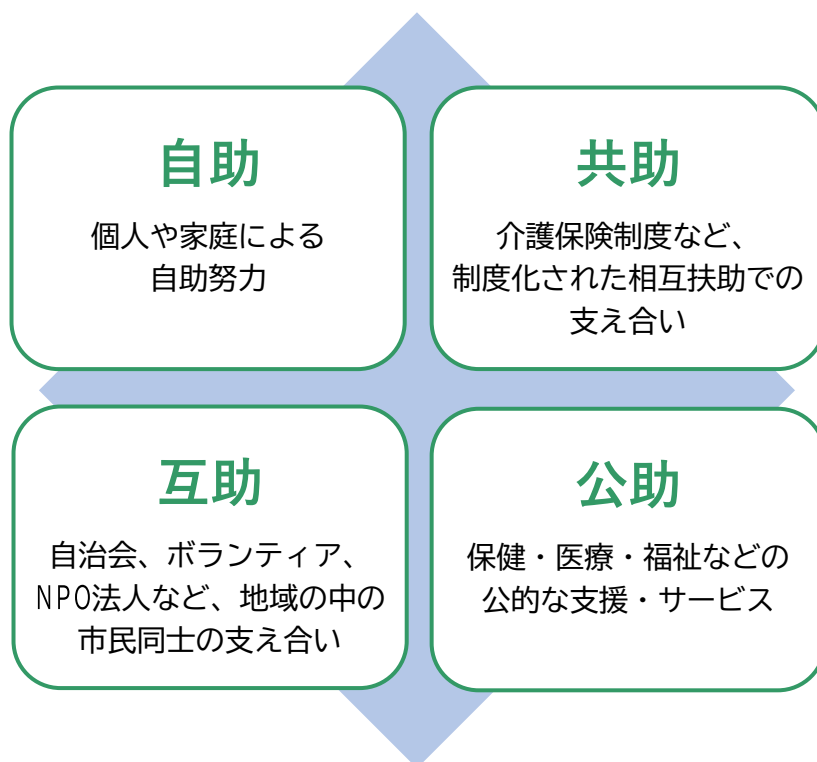
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における生活上の様々な問題や課題について、高齢者や障害のある人、子どもといった対象者ごとではなく、市（行政）、市社会福祉協議会、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などが共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことです。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域での見守り、声かけ、手助けなどの助け合いや地域の課題解決に向けて、多様な組織または住民の主体的な活動が重要です。

地域福祉においては、多様な生活課題を「自助・互助・共助・公助」によって解決していく取組が必要です。日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO法人などの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度といった社会保障制度などを活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給など、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）というように、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。

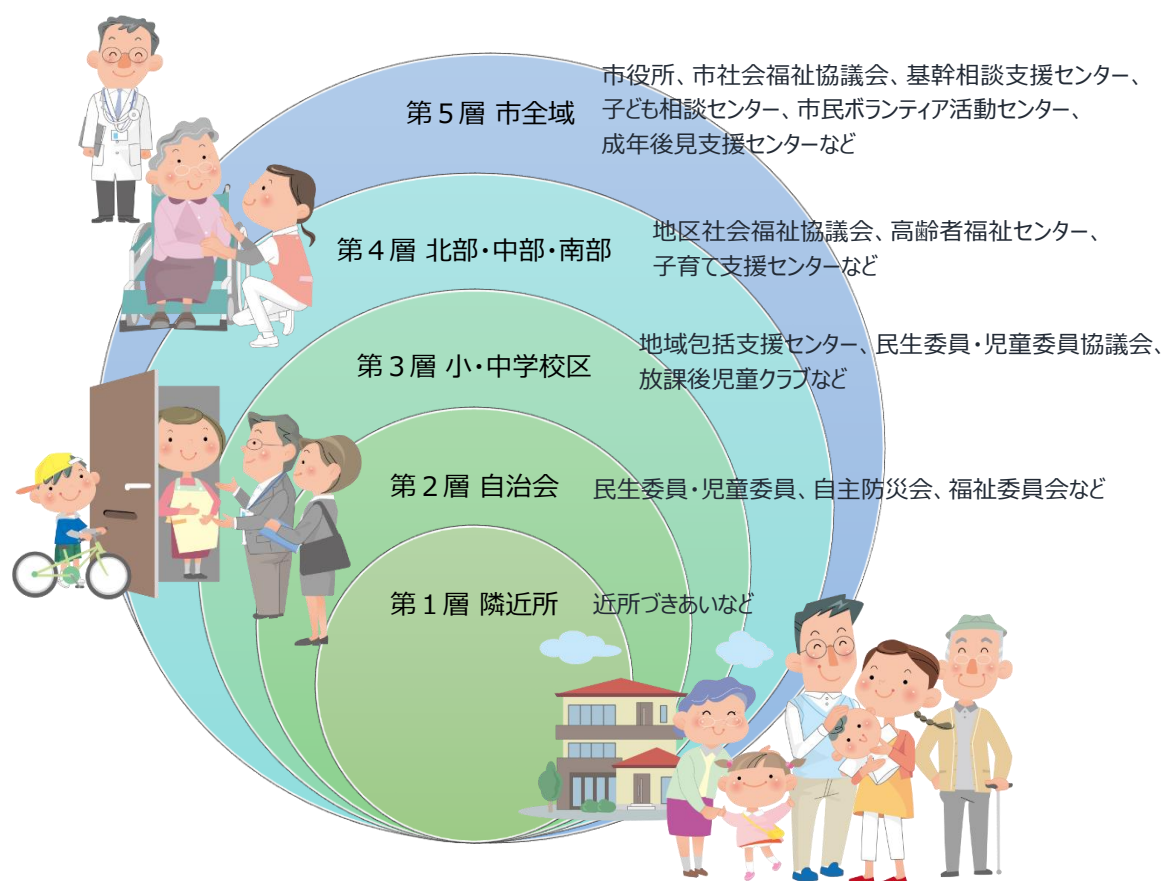
図1-1 自助・互助・共助・公助の役割分担



1-3 地域福祉における圏域の考え方

地域福祉活動は、隣近所で行われる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域で行われる圏域までのいくつかの階層に分かれ、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層をまたいで情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。

図1-2 5層の圏域と行政機関・関係団体のイメージ



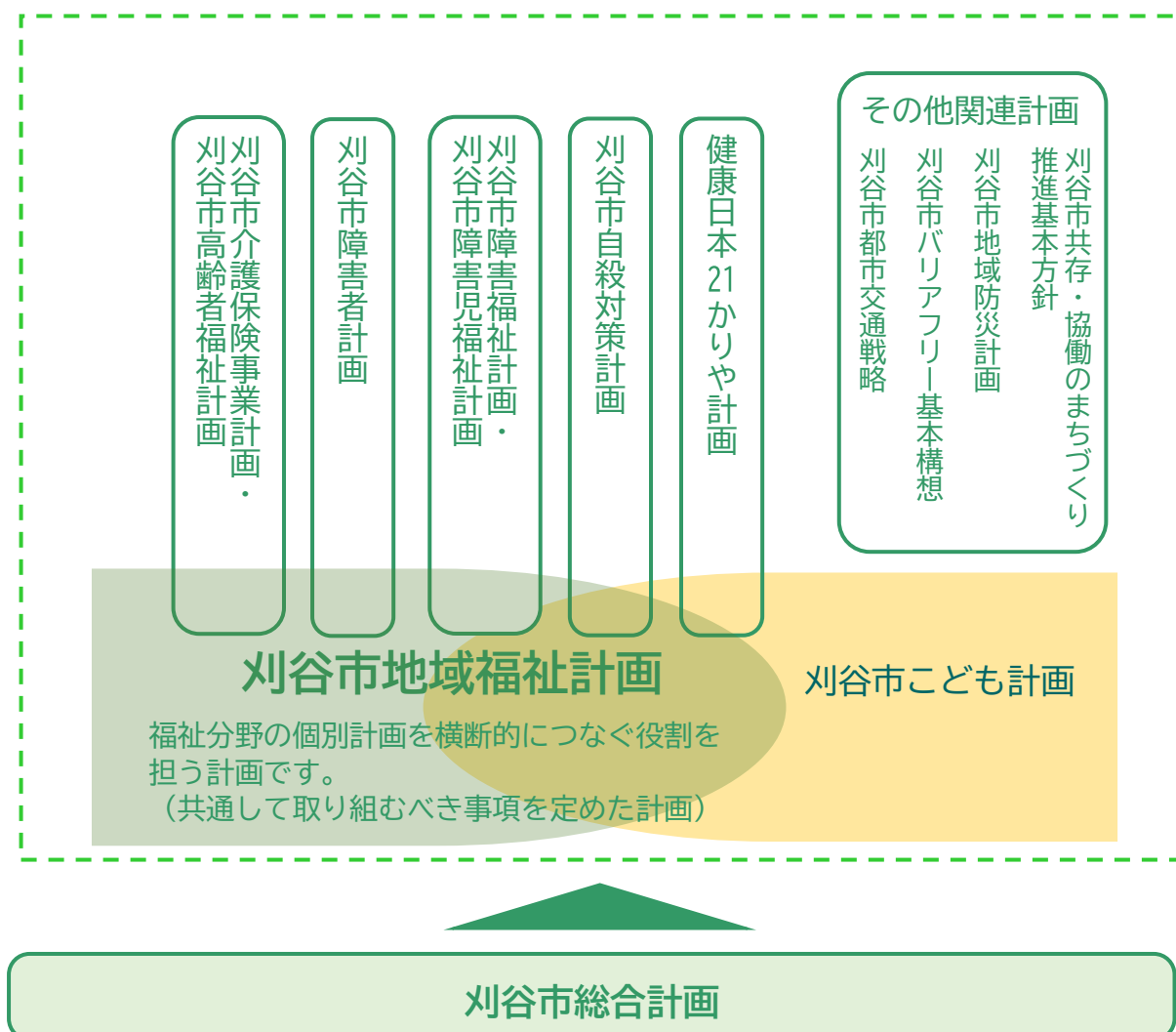
1-4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画（刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画、刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画、健康日本 21 かりや計画、刈谷市自殺対策計画）を横断的につなぐ役割を担う計画として策定しました。また、防災、住生活、都市計画など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

なお、本計画は、「成年後見制度利用促進計画」ならびに「再犯防止推進計画」をあわせて策定しています。

図 1-3 計画の関連イメージ



1-5 SDGsと本計画との関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて 193 の国連加盟国・地域が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済・社会・環境の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組を示しています。

図 1-4 SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)



本計画は、『地域共生社会』の実現に向けた地域福祉の取組を着実に地域に根付かせていくための計画であると同時に、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す計画でもあります。すなわち、地域福祉の分野から SDGs の実現を目指していく計画として位置づけることができます。

なお、SDGsの17のゴールのうち、本計画と関わりの深いゴールとして、以下の7つのゴールがあげられます。

図1-5 SDGs 主な関連ゴール



貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



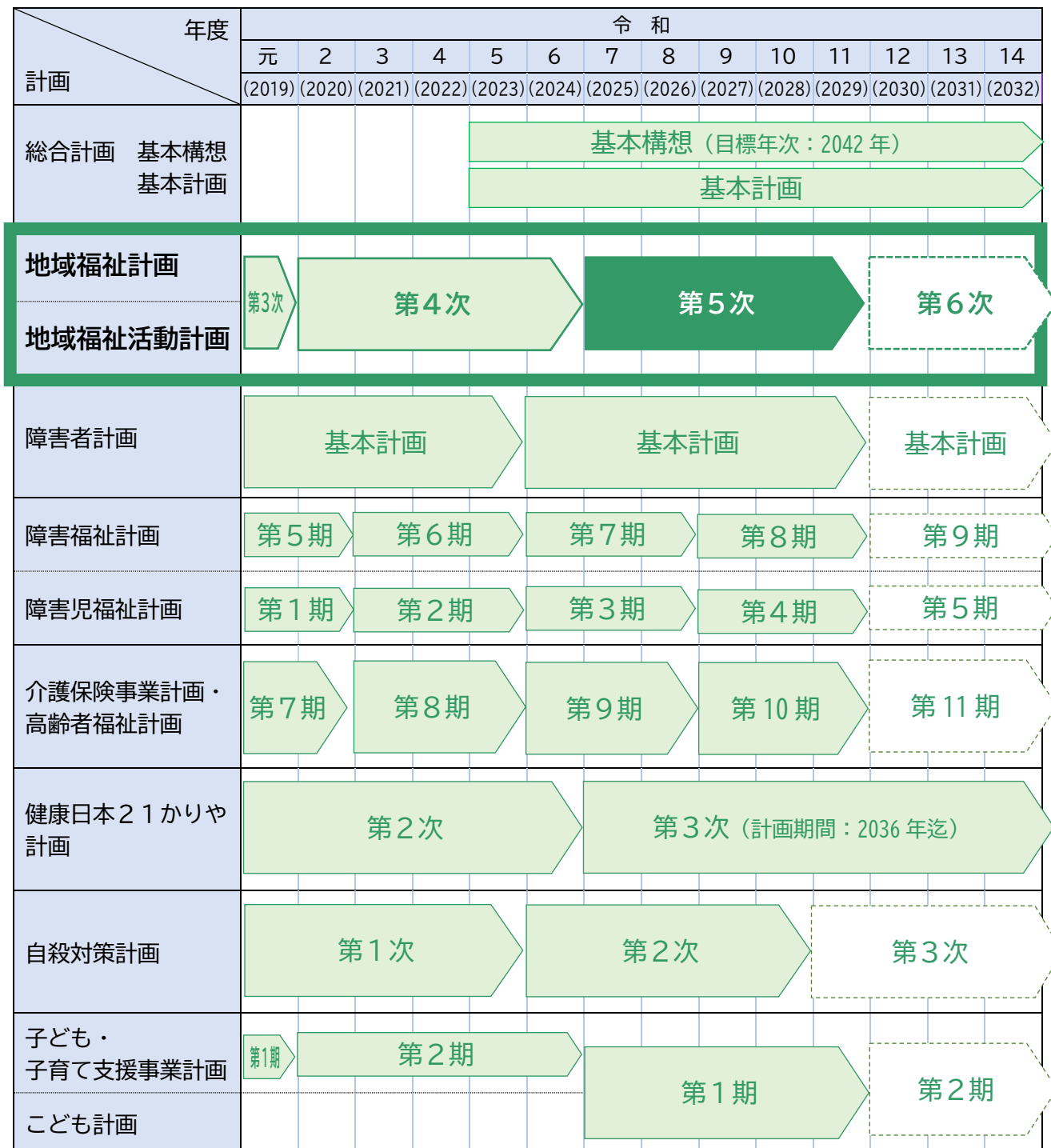
人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する

1-6 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年を計画期間とします。

図1-6 計画の期間



1-7 計画の策定体制

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、各種調査などを実施し、市及び市社会福祉協議会の関係課で組織する地域福祉計画策定部会で本計画の方向性、内容などについて検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、市民代表などで構成する地域福祉計画懇話会で協議を行い、策定しました。

図1-7 計画の策定体制

